

議案第二十九号

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月五日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の育児休業等に関する条例（平成四年杉並区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第二条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条の見出しを「（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に、「同条」を「同条」に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、当該子の親であるものに限る。）が三月以上の

期間にわたり当該子を育児休業その他の特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削る。

第五条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第七条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第八条第一号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第十一条第二号」を「第十一条第一号」に、「に規定する」を

「の規定による」に改め、同条第四号中「第十一条第三号」を「第十一条第二号」に改め、同条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会の承認を得て規則で定める方法により養育した」と（当該職員」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十四条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」に改め、各号を削る。

第十八条中「人事委員会」を「特別区人事委員会」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の杉並区職員の育児休業等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第二条第五号及び第六号に規定する職員並びにこの条例による改正後の杉並区職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の二に規定する期間内に育児休業をしている職員からの育児休業の承認の請求、改正前の条例第七条第五号及び第六号に規定する職員からの育児短時間勤務の承認の請求並びに改正前の条例第十四条第三号及び第四号に規定する職員からの部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例第三条第四号又は第八条第五号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の条例第三条第四号又は第八条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、育児休業をすることができない職員の範囲を改める等の必要がある。

杉並区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>(育児休業法第二条第一項ただし書の人事院)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 非常勤職員</p> <p>二 臨時的に任用される職員</p> <p>三 略</p> <p>四 略</p> <p>五 育児休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員</p> <p>六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児休業により養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができる場合における当該職員</p>

規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第二条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二及び三 略

四 育児休業（この号の規定に該当したことに  
により当該育児休業に係る子について  
既にしたものを除く。）の終了後、三月  
以上の期間を経過したこと（当該育児休  
業をした職員

が、当該育児休業の承認  
の請求の際育児休業により当該子を養育  
するための計画について任命権者に申し  
出た場合に限る。）。

五 配偶者が負傷又は疾病により入院した  
こと、配偶者と別居したことその他の育  
児休業の終了時に予測することができな  
かった事実が生じたことにより当該育児

二及び三 略

四 育児休業（この号の規定に該当したこ  
とにより当該育児休業に係る子について  
既にしたものを除く。）の終了後、当該  
育児休業をした職員の配偶者（届出をし  
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ  
る者を含み、当該子の親であるものに限  
る。）が三月以上の期間にわたり当該子  
を育児休業その他の特別区人事委員会  
（以下「人事委員会」という。）の承認  
を得て規則で定める方法により養育した  
こと（当該職員が、当該育児休業の請求  
の際両親が当該方法により当該子を養育  
するための計画について任命権者に申し  
出た場合に限る。）。

五 配偶者が負傷又は疾病により入院した  
こと、配偶者と別居したことその他の育  
児休業の終了時に予測することができな  
かった事実が生じたことにより当該育児

休業に係る子について 育児休業を  
しなければその養育に著しい支障が生じ  
ることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第五条 育児休業法第五条第二項の条例で定  
める事由は、育児休業をしている職員につ  
いて当該育児休業に係る子以外の子に係る  
育児休業を承認しようとするときとする。

(育児短時間勤務をすることができない職  
員)

第七条 育児休業法第十条第一項の条例で定  
める職員は、次に掲げる職員とする。

休業に係る子について再度の育児休業を  
しなければその養育に著しい支障が生じ  
ることとなったこと。

(育児休業の承認の取消事由)

第五条 育児休業法第五条第二項の条例で定  
める事由は、次に掲げる事由

とする。

一 職員が育児休業により養育している子  
を当該職員以外の当該子の親が常態とし  
て養育することができることとなったと  
き。

二 育児休業をしている職員について当該  
育児休業に係る子以外の子に係る育児休  
業を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をすることができない職  
員)

第七条 育児休業法第十条第一項の条例で定  
める職員は、次に掲げる職員とする。



二 | 一 |

略 略

- 
- 一 | 非常勤職員
- 二 | 臨時的に任用される職員
- 三 | 略
- 四 | 略
- 五 | 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- 六 | 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情）

第八条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始めた、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は

該職員以外の当該子の親が養育することができるとする特別の事情

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情）

第八条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 育児短時間勤務を  
している職員が産前の休業を始めた、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は

第十一条第一号に掲げる事由に該当した  
ことにより当該育児短時間勤務の承認が  
取り消された後、当該産前の休業若しく  
は出産に係る子若しくは同号の規定によ  
る承認に係る子が死亡し、又は養子縁組  
等により職員と別居することとなつたこ  
と。

二及び三 略

四 育児短時間勤務の承認が、第十一条第  
二号に掲げる事由に該当したことにより  
取り消されたこと。

五 育児短時間勤務（この号の規定に該当  
したことにより当該育児短時間勤務に係  
る子について既にしたものを除く。）の  
終了後、三月以上の期間を経過したこと  
（当該育児短時間勤務をした職員

第十一条第二号に掲げる事由に該当した  
ことにより当該育児短時間勤務の承認が  
取り消された後、当該産前の休業若しく  
は出産に係る子若しくは同号に規定する  
承認に係る子が死亡し、又は養子縁組  
等により職員と別居することとなつたこ  
と。

二及び三 略

四 育児短時間勤務の承認が、第十一条第  
三号に掲げる事由に該当したことにより  
取り消されたこと。

五 育児短時間勤務（この号の規定に該当  
したことにより当該育児短時間勤務に係  
る子について既にしたものを除く。）の  
終了後、当該育児短時間勤務をした職員  
の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関  
係と同様の事情にある者を含み、当該子  
の親であるものに限る。）が三月以上の  
期間にわたり当該子を育児休業その他の

が、当  
該育児短時間勤務の承認の請求の際育児  
短時間勤務により当該子を養育するため  
の計画について任命権者に申し出た場合  
に限る。）。

## 六 略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十一条 育児休業法第十二条において準用  
する育児休業法第五条第二項の条例で定め  
る事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 略
- 二 略

(部分休業をすることができない職員)

人事委員会の承認を得て規則で定める方  
法により養育したこと(当該職員が、当  
該育児短時間勤務の請求の際両親が当該  
方法により当該子を養育するため  
の計画について任命権者に申し出た場合  
に限る。)。

## 六 略

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第十一条 育児休業法第十二条において準用  
する育児休業法第五条第二項の条例で定め  
る事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 職員が育児短時間勤務により養育して  
いる子を、当該育児短時間勤務をするこ  
とにより養育している時間に、当該職員  
以外の当該子の親が養育することができ  
ることとなったとき。

- 二 略
- 三 略

(部分休業をすることができない職員)

第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる

職員とする。

- 一 非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）
- 二 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員
- 三 部分休業により養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- 四 前号に掲げる職員のほか、職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。

合における当該職員

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。